

南新浜小PTA会則の改正について

1. 本部役員の選考が困難なため、選考・任命を常時行えるようにするため、役員選考の項目を追加しました。
2. 会計作業の簡素化を目的として、特別会計の廃止を行います。それに伴い、特別会計に関する会則の変更を行います。

● 第2章 第16条

[変更前]

2 役員の選考にあたっては、会員の推薦した候補者の中から適任者を選考し定期総会に報告して承認を受ける。

[変更後]

2 役員の選考にあたっては、会員の推薦した候補者の中から適任者を選考し定期総会もしくは、臨時理事会にて報告して承認を受ける。

[項目を追加]

4 ただし、役員選考委員会を立ち上げるのが困難な場合、理事会が代理で適任者を選考することができる。

● 会計細則 第2章

[変更前]

本会の会計は、一般会計、特別会計、周年積立金会計、すずがも祭会計とする。資源回収による収入金は特別会計に、それ以外の収入は一般会計に計上し、周年記念事業の準備金を周年積立金会計とする。

[変更後]

本会の会計は、一般会計、周年積立金会計、すずがも祭会計とする。資源回収による収入金は特別会計に、それ以外の収入は一般会計に計上し、周年記念事業の準備金を周年積立金会計とする。

● 会計細則 第4条

[変更前]

会費以外の収入金は会長を通じてPTA会計に渡す。PTA会計は受領と同時に現金出納帳に記載し特別な収入として処理する。

[変更後]

会費以外の収入金は会長を通じてPTA会計に渡す。PTA会計は受領と同時に現金出納帳に記載し雑収入として処理する。

● 会計細則 第5条

[項目を削除]

(2) 予算額を超過した場合、特別会計より年間5万円を上限に一般会計へ計上することができるものとする。

● 会計細則 第7条

[変更前]

PTA会計は会計業務を行うため一般会計には次の(1)～(4)、特別会計には(2)～(3)、周年積立金会計には(1)～(3)を常時整備しておかなければならない。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1)現金出納帳 | (2)預金帳 |
| (3)支払申請書（請求書・領収書等を添付） | (4)総勘定元帳（項目別支出帳） |

[変更後]

PTA会計は会計業務を行うため一般会計には次の(1)～(4)、周年積立金会計には(1)～(3)を常時整備しておかなければならない。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1)現金出納帳 | (2)預金帳 |
| (3)支払申請書（請求書・領収書等を添付） | (4)総勘定元帳（項目別支出帳） |

